

収入保険制度のポイント

農業経営者ごとの収入全体を対象とした
総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。

収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

※ 青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組みます。

※ 青色申告を始める方は、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出してください。

地域の青色申告会でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

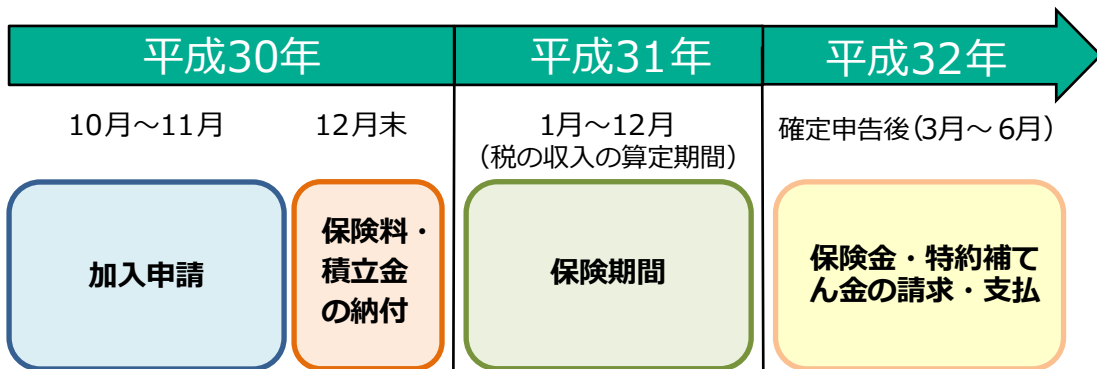
- 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花き、生乳、きのこなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含まれます。
 - 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに組みやすくなります。
 - なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。
- ※ 収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。
- ※ なお、米については、水田フル活用への支援やきめ細かな情報提供を通じて、引き続き、その需給の安定を図ってまいります。

加入・支払等のスケジュール（平成30年秋 加入申請開始を想定）

平成31年1月から加入する場合のイメージ



※ 分割支払も可（納付期限は8月末）

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填します。

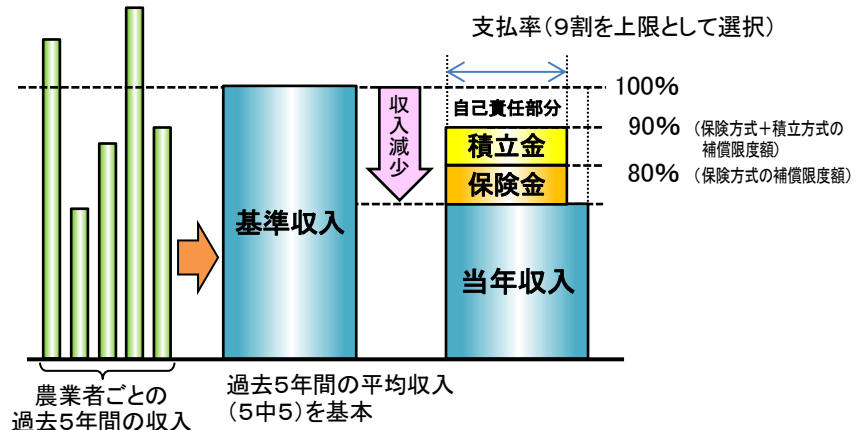
(支払率)

(補償限度)

(※ 5年以上の青色申告実績がある場合)

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補填します。
- 保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行います。
- 保険料(掛金)率は1.0%程度(現時点の試算)となります。また、自動車保険と同じように、保険金の受取が少ない方は、保険料(掛金)率の段階が下がっていきます。

〈 補填のイメージ 〉



〈 保険料・積立金と補填金額の試算例 〉

例えば、基準収入が100万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合、29,700円を用意していただければ、万一の場合にも、80万円台の収入が確保されます。

保険料・積立金の金額

農業者が用意すべきお金は、
 保険料は、7,200円(掛捨て)
 積立金は、22,500円(掛捨てではない)
 合計 29,700円

注) 農業者は保険料・積立金とは別に、事務費をお支払いいただきます。

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
20%(80万円)	9万円	0万円	9万円	89万円(89%)
30%(70万円)	18万円	9万円	9万円	88万円(88%)
50%(50万円)	36万円	27万円	9万円	86万円(86%)
100%(0万円)	81万円	72万円	9万円	81万円(81%)

あわせて、農業者へのサービス向上と負担軽減の観点から、農業共済の見直しを行います。

- 農業者に損害評価員をお願いしている米麦の一筆方式は平成33年産までで廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、一筆ごとの深い被害を補償します。
- 牛白血病や家畜の導入後2週間以内に発生する事故の補償を拡充します。
- 一律となっている掛金を、収入保険制度と同じように、危険段階別に設定します。(共済金の受取が少ない方は、掛金率の段階が下がっていきます。)

※ 収入保険制度と見直し後の農業共済は、平成31年産からスタートします。

相談窓口

山口県農業共済組合の各事務所で開設していますので、ご相談ください。

事業所名	所在地	電話番号	FAX
本所	山口市小郡下郷 2276 番地 6	083-972-7500	083-972-1811
佐波支所	防府市駅南町 14-1	0835-22-1244	0835-25-1455
徳地出張所	山口市徳地堀 1626-1	0835-52-0146	0835-52-0242
阿武萩支所	萩市土原 540-3	0838-25-1550	0838-25-1551
阿北出張所	萩市須佐 4981-15	08387-6-2730	08387-6-2745
阿東支所	山口市阿東徳佐中 3644-1	083-957-0021	083-957-0022
厚狭地区支所	宇部市西宇部南 2 丁目 15-18	0836-41-0002	0836-41-6427
東部総合支所	岩国市周東町下久原 484-3	0827-84-0041	0827-84-0053
田布施支所	熊毛郡田布施町中央南 16-1	0820-52-5196	0820-52-5197
周南支所	周南市富田 1 丁目 1-1 周南市役所新南陽総合支所 3 階	0834-61-2226	0834-61-4488
西部総合支所	下関市豊浦町川棚 6880-1	083-772-2211	083-772-2588
長門支所	長門市日置上 1541-1	0837-37-4100	0837-37-4311
美祢支所	美祢市秋芳町秋吉 5240-1	0837-62-1077	0837-62-1534